

広島県告示第五百五十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十二年六月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域

江田島市

二 対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
平成二十二年七月二十七日	午前一〇時三〇分～午後〇時	切串公民館
平成二十二年七月二十七日	午後一時三〇分～午後三時	宮ノ原公民館
平成二十二年七月二十八日	午前一〇時三〇分～午後三時	江田島市役所大須出張所
平成二十二年七月二十九日	午前一〇時三〇分～午後〇時	江田島市役所津久茂出張所
平成二十二年七月二十九日	午後一時三〇分～午後三時	江田島市役所江田島支所
平成二十二年七月三〇日	午前一〇時三〇分～午後三時	江田島市役所江田島支所
平成二十二年八月二日	午前一〇時三〇分～午後三時	呉農協三高支店
平成二十二年八月四日	午前一〇時三〇分～午後三時	中町公民館
平成二十二年八月五日	午前一〇時三〇分～午後〇時	呉農協大君支店
平成二十二年八月五日	午後一時～午後三時	呉農協大古支店

四 所在場所における定期検査（ひょう量1トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実施期日	実施場所
平成二十二年七月二十七日、 平成二十三年三月二日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

社団法人 広島県計量協会